

(5 年 保 存)
F N o . - 05000402
崎 務 (人) 第 4 1 4 号
平 成 2 2 年 6 月 2 5 日

各 部 長
殿
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察職員の休暇取扱要領について（通達）

長崎県警察職員の休暇については、長崎県警察職員の休暇取扱要領について（平成21年12月8日付け崎務（人）第676号。以下「旧通達」という。）に基づき取り扱ってきたところであるが、この度、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）等が一部改正されたことに伴い、見出し要領を新たに制定し、平成22年6月30日から施行することとしたので事務処理等に誤りのないようにしたい。

なお、旧通達は、平成22年6月29日限りで廃止する。

記

1 旧通達からの変更点

(1) 看護休暇の改正

ア 取得要件の拡大

これまで負傷、若しくは疾病にかかった子の世話をを行う場合のみが対象であったが、疾病の予防（予防接種や健康診断の受診）を図るために必要な子の世話をを行う場合にも休暇が取得できることとなった。

イ 子を二人以上養育する場合の取得日数の拡大

これまで子を二人以上養育する場合の看護休暇の限度日数は1年につき6日間であったが、これを10日間に拡大した。

(2) 短期介護休暇の新設

負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことができる短期介護休暇（特別休暇 1年につき5日の範囲内）を新設した。

(3) 介護休暇における要介護者の範囲の見直し

「孫（その父母がいずれも死亡している者）」を「孫」へ変更した。

別添

長崎県警察職員の休暇取扱要領

1 目的

この要領は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「条例」という。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、長崎県警察職員（以下「職員」という。）の休暇の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 休暇の種類、取扱い等

職員の休暇の種類、休暇事由、取得単位、限度日数等については、別表の休暇一覧表のとおりとする。

3 休暇の算定

- (1) 1時間単位で与えた休暇は、7時間45分をもって1日とする。
- (2) 週休日、休日又は代休日を挟んで休暇を与えた場合は、年次休暇及び夏季休暇の場合を除き、週休日、休日又は代休日は、それぞれの休暇に通算する。

4 事務手続

- (1) 休暇は、原則として事前に所属長に願い出て承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に承認を受けることができないときは、電話、伝言等適宜な方法で速やかに代人等により願出の手続をしなければならない。
- (2) 警視（同相当職を含む。）の階級にある所属長以上の者が休暇を取得するときは、警務部警務課（庶務係）を経由して休暇願を警察本部長（以下「本部長」という。）に提出し、承認を受けること。
- (3) 所属長の休暇で診断書又は証明書の添付を必要とする休暇については、口頭又は電話で本部長の承認を受けた後、各願を提出すること。